### 調査票へのご記入ありがとうございました

調査票を提出する前に、調査票4~7ページの「19 生活時間について」も含め、 記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。

#### 調査結果は令和4年9月頃から順次公表する予定です

◆ 調査結果は、インターネットなどでどなたでもご利用になれます。

総務省統計局のホームページ https://www.stat.go.jp/

政府統計の総合窓口「e-Stat I https://www.e-stat.go.jp/



#### 調査結果は広く活用されています

#### 行政上の施策への利用

◆ 国民の生活時間や生活行動の実態を明らかにするこの調査は、仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、男女共同参画社会 の形成、少子高齢化対策といった行政施策のための基礎資料として 利用されているほか、地方公共団体におけるスポーツや文化振興、 ボランティア活動の推進といった地域振興などに幅広く活用されてい ます。

#### 国際比較のための利用

- ◆ 経済協力開発機構(OECD)では、各国から収集した生活時間等の 結果を使って国際比較をしています。
- ◆ 世界共通の目標として国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」 達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。

#### 学術研究における利用

◆ 社会学、家政学、文化経済学、労働経済学など、様々な分野での研究 に利用されています。

#### 社会生活基本調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- ◆ 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きする ことはありません。
- ◆ 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール

不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県又は コールセンターにお知らせください。

◆ 社会生活基本調査の調査員は、都道府県知事の発行する「調査員証」を 携帯しています。



## 令和3年社会生活基本調查 調査票の記入のしかた

皆様の暮らしに関わる統計調査であることをご理解の上、調査票 へのご記入をお願いいたします。

調査票にご記入いただく前に、本書をよくお読みください。 (調査票4~7ページの「19 生活時間について」は、同封の 『生活時間についての記入のポイント』をご覧ください。)

調査の回答方法は、配布された調査票に記入 いただく以外に、インターネットでの回答も 可能です。

インターネットにより回答する場合には、 『インターネット回答の操作ガイド』を ご利用ください。



調査票の記入内容は、統計法に基づき厳重に保護されます。 調査員をはじめとする関係者には、統計法により調査で知った ことを他に漏らしてはいけない義務(守秘義務)と、これに 反したときの罰則が定められています。

- 回答いただいた内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対に ありません。
- 提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の 保護には万全を期しています。
- インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な 通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

● 調査の内容、調査票の記入方法、インターネットに よる回答方法など、わからない点がありましたら、 コールセンターにお問合せいただくか、調査員が 訪問した際にご質問ください。

社会生活基本調査コールセンター

**2**0570-03-1397 

設置期間:令和3年11月2日(火)まで 受付時間:午前8時~午後9時 (土日・祝日もご利用いただけます)

※ おかけ間違いのないようにご注意ください。

※ ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、 全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。 携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

● 令和3年社会生活基本調査に関することは、 統計局ホームページでご覧になれます。

▼くわしくはウェブサイトで









| 氏名・男女の別

- (氏名)·

# 調査票を記入する人について

● あなたの世帯に住んでいる人のうち、令和3年10月20日現在で、すでに 3か月以上一緒に住んでいるか、または、3か月以上にわたって一緒に 住むことになっている10歳以上の人は、一人1冊ずつ、もれなく記入 してください。

調査票の記入に当たって

- (注) 家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や単身の住み込みの雇人 は、あなたの世帯に含めてください。
- 10月20日現在、病院や療養所に入院している人や社会福祉施設に入所 している人などは、記入する必要はありません。
  - ◎ 旅行、出稼ぎなどで自宅を不在にする場合であっても、期間が3か月未満の人に ついては、自宅で調査します。(旅行、出稼ぎなどで自宅を不在にしている期間 が3か月以上にわたる場合は、自宅では調査しません。旅行先や出稼ぎ先が調査 対象となった場合は、そこで調査します。)
  - ◎ 3か月以上にわたって、住んでいる所も住むことになっている所もない人は、 現在いる場所で調査します。
  - ◎ 学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館などから通学して いる学生・生徒・児童は、住んでいる期間にかかわらず、その学生寮・寄宿舎 などで調査します。
  - 船舶に乗り組んでいる人については、自宅で調査します。

#### 調査票の記入方法

- 記入には、必ず黒の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。 ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。 また、鉛筆の粉、消しゴムの消しクズは、きれいに取り除いてください。
- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、水などでぬらしたりしないで ください。

#### 世帯主との続き柄

● 世帯員のうち一人は必ず「世帯主」 とし、他の世帯員は「世帯主」と した人からみた続き柄によって 記入します。

世帯主が出稼ぎなどのため、3か月以上 不在の場合は、世帯員のうちから世帯主 に代わる人(例えば配偶者)を選んで 「世帯主」とします。

#### 3 出生の年月

● 年、月は右づめで記入してくだ さい。

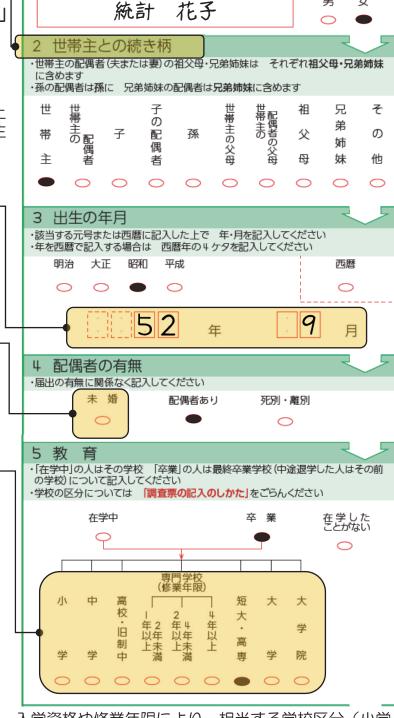
なお、空いた枠を「O」で埋める 必要はありません。

#### 4 配偶者の有無

● 「未婚」には、小学生など結婚 できる年齢に満たない人も含め ます。

#### 5 教育

- 学校の区分は、以下を参考に記入 してください。
  - ・専門学校は、修業年限により、当ては まるところに記入してください。 在学生については、現在の学年では なく修業年限により記入します。
  - 高校・専門学校・短大・大学・大学院 については、定時制やこれらの学校の 卒業資格が得られる通信教育による 課程も含めます。



- ・調査票に記載の学校区分以外の場合は、入学資格や修業年限により、相当する学校区分(小学、中学、 高校・旧中、短大・高専、大学、大学院)に記入します。
  - ▼ 高等専修学校、各種学校の場合

入学資格や修業年限により、相当する学校区分に記入します。下表に該当しない場合は、直前 の最終卒業学校について記入します。

	学校区分				
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校•旧中			
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大•高専			
台俚子仪	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校•旧中			

- ・中途退学した人は、直前の最終卒業学校について記入してください。小学校を中途退学した場合は、 「在学したことがない」とします。
- ・学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などはここでいう学校 には含めません。

など

#### 6 ふだんの健康状態

▼ ここでいう「ふだんの生活への影響」とは、

以下のような生活行動への影響をいいます。

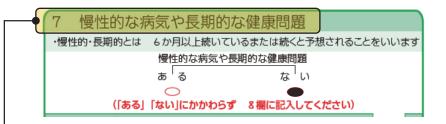
- ・衣服の着脱、 食事、入浴
- 外出
- 仕事、家事、学業
- 習慣的・定期的に行う運動 (スポーツを含む。)

| 10~14歳の人 | 15歳以上の人 | 3ページ | 19欄へ | 右段 7欄へ

## 「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」及び 「8 日常生活への支障の程度」について

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」は、病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かについて記入します。また、「8 日常生活への支障の程度」は、病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かにかかわらず、心身の状態を原因とする日常生活への支障の程度について記入します。ここでの「日常生活への支障」は、心身の状態を原因とするものに限られ、経済的な理由などによる日常生活への支障は含みません。

なお、「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」と「8 日常生活への支障の程度」は、いずれも「6 ふだんの健康状態」で「良い」、「良くない」など5つの選択肢のどれを記入したかにかかわらず、自身の状況に応じて記入してください。

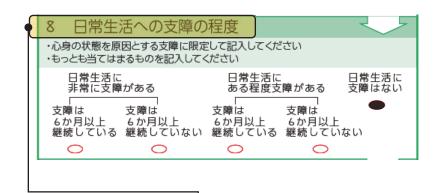


#### 7 慢性的な病気や 長期的な健康問題

#### ▼ ここでいう「慢性的な病気や長期的な健康問題」とは

6か月以上続いている、または続くと予想される病気やけがなど心身の健康問題のことをいいます。

- 「慢性的な病気や長期的な健康問題」には、生活を送る中で発症した病気や事故を原因とする外傷・その他のけがだけでなく、先天的なものも含みます。また、慢性的な病気の場合、医師からの診断がされていない場合でも、診断を受ければ病気等と診断されるような場合は「ある」とします。慢性的な病気があるものの、薬や機器により痛みや症状が抑えられている場合も「ある」とします。
- 「慢性的な病気や長期的な健康問題」は、状態が重いか軽いかは問いません。
- 例えば、6か月以上の定期的な通院や投薬を受けている場合は「ある」とし、高齢によりある程度の身体機能の低下はあるものの、定期的な通院や投薬、症状などがない場合には「ない」とします。



#### 8 日常生活への支障の程度

#### ▼ ここでいう「日常生活への支障の程度」とは

日常生活を送る上で、心身の状態を原因として生じる支障の程度のことをいいます。経済的な理由など心身の状態を理由としないものは含みません。

- ・本設問は、「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」の記入内容にかかわらず、自身の「日常生活への支障の程度」に応じて記入します。
- 支障の程度は、一般的にイメージされる日常生活を基準にします。

#### ▼ 「日常生活に非常に支障がある」とは

日常生活における各活動の達成が不可能、または極端に困難な状態にあることをいいます。「日常生活に非常に支障がある」人は、通常、一人では活動できず、他者からの援助を必要とします。

#### ▼「日常生活にある程度支障がある」とは

日常生活における各活動を実行し、達成することが多少困難な状態にあることをいいます。「日常生活にある程度支障がある」人は、通常、他者からの援助を必要とせず、必要な場合も毎日ではありません。

- ・例えば、高齢による身体機能の低下や障害があることに伴い、食事や移動、着替えといった活動を 行うことが困難な状態である場合は、「日常生活に支障はない」ではなく、「日常生活に非常に支障 がある」または「日常生活にある程度支障がある」とします。
- 薬や機器によって支障なく日常生活を送ることができている場合は「日常生活に支障はない」とします。

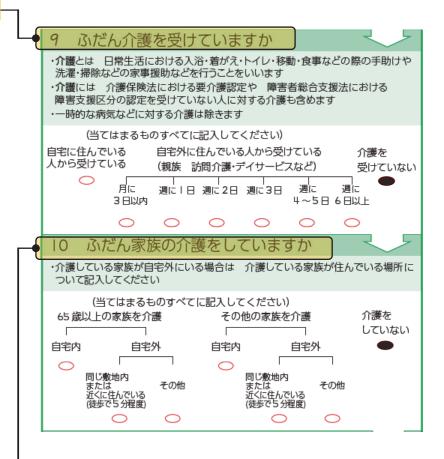
#### ▼ 「支障は6か月以上継続している(いない)」とは

支障の期間が過去これまでに6か月以上継続している(いない)ことをいいます。将来の予測の期間は 含みません。

• 6か月未満の短期的 • 一時的なけがや病気などにより現在まで日常生活に支障がある場合は、「日常生活に非常に支障がある」または「日常生活にある程度支障がある」とし、「支障は6か月以上継続していない」とします。

#### 9 ふだん介護を受けていますか

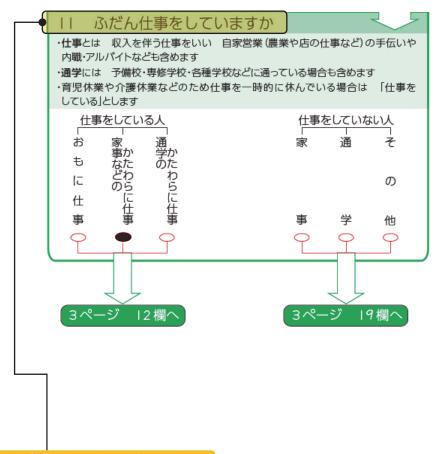
単に家事を依頼している場合は、 「介護を受けていない」とします。



# 10 ふだん家族の介護をしていますか

● 「ふだん」の状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とします。





#### 11 ふだん仕事をしていますか

#### ▼ ここでいう「仕事」とは

収入を伴う仕事をいい、内職、臨時の仕事、アルバイト、パートで行っている仕事も含めます。また、家族の人が自家営業の仕事を手伝っている場合は、無給であっても「仕事」に含めます。

#### ▼ 「仕事をしている」とは

ふだん仕事をしており、今後も仕事を続けていく場合をいいます。

- ・仕事を休んでいる場合は、収入の有無にかかわらず「仕事をしている人」に含めます。
- ・仕事があったりなかったりする人や、忙しいときだけ自家営業の仕事を手伝う家族の人など、ふだんの状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とします。

#### ▼ ここでいう「通学」とは

小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校または 専修学校に通っている場合も含めます。

・年次有給休暇がある場合は そのうちこの | 年間に取得した年次有給休暇の日数を

20

 $\Box$ 

0

右段 15欄へ

 $\circ$ 

の年でいたの

 $\circ$ 

連いい続てな

・年次有給休暇がない場合は 年次有給休暇がないに記入してください 年次有給休暇がある場合のこの | 年間の取得日数

15

 $\Box$ 

0

年次有給休暇の取得日数

10

 $\Box$ 

0

記入してください

・病気休暇・忌引きなどは除きます

 $\Box$ 

0

 $\Box$ 

0

#### 調 3 ペ ージ

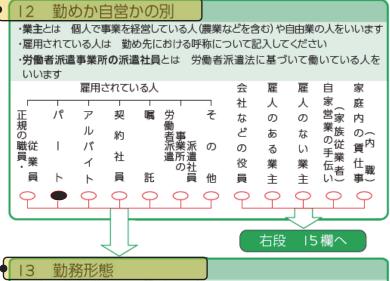
#### 12 勤めか自営かの別

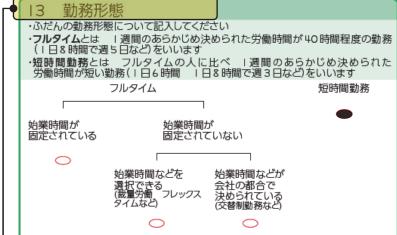
#### ▼ 二つ以上の仕事に従事している場合は

おもな仕事(収入が多い方、収入が同じ 場合は勤務時間が長い方)について記入 してください。

- 雇用されている人
- …会社・団体・官公庁や個人商店などに 雇われている人をいい、住み込みの家事 手伝い、日々雇用されている人、パート やアルバイトなどで働いている人も含め ます。
- ・会社などの役員
  - …会社の社長・取締役・監査役、独立行政 法人の理事・監事などの役員をいいます。
- 雇人のある業主
  - …個人経営の商店主・工場主・農業主など の事業主や開業医などで、人を雇って 事業を営んでいる場合をいいます。
- ・雇人のない業主
- …個人経営の商店主・工場主・農業主など の事業主や開業医・著述家・行商従事者 などで、本人または無給で家業を手伝って いる家族だけで事業を営んでいる場合を いいます。
- 自家営業の手伝い(家族従業者)
- …自営業主の家族で、その自営業主の営む 事業を無給で手伝っている人をいいます。 給料・賃金をもらっている場合は、家族 であっても、「雇用されている人」と します。

労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。





#### 14 年次有給休暇の取得日数

- 年次有給休暇がある場合で、今の仕事について1年未満の人や、育児、介護、病気療養のためこの1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は、「その他」とします。
- ▼ 時間単位または半休などで年次有給休暇を取得した場合は

この1年間に取得した年次有給休暇時間を合算して、あらかじめ決められた1日の労働時間によって日数に換算して記入します。端数については切り上げます。

(例)年次有給休暇を10日と4時間取得した場合は「11日」とします。







#### 13 勤務形態

- 育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態について 記入してください。
- **▼**「フルタイム」には

勤め先での呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の場合は含めます。

8

# 15 本人の仕事の内容 ・実際にしているおもな仕事の内容を詳しく記入してください ・記入に当たっては 調査票の記入のしかた」をごらんください ・記入に当たっては 調査票の記入のしかた」をごらんください

#### 15 本人の仕事の内容

- ここで書いていただいた仕事の内容をそれぞれ該当する職業分類に分類するため、<u>勤め先の事業の内容ではなく、本人がしている仕事の内容を記入してください。</u>(分類を正確に行うために記入いただいているものであり、そのまま集計されるものではありません。)
  - 「会社員」、「事務員」、「営業部員」、「工員」、「公務員」のようなおおまかな書き方ではなく、 実際にどのような仕事をしているかがわかるように記入してください。

良い例 〇	悪い例×
庶務事務員、預金窓口事務員 など	事務員
販売店員、スーパーレジ係 など	店員、サービス業
テレビの組立て、金属旋盤加工 など	工員、製造業
戸籍事務、建築主事のなど	公務員

・例えば、「看護師」、「美容師」など、仕事の内容を十分に言い表す職名があるときは、その職名をそのまま記入してください。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を記入してください。

▼ 二つ以上の勤務先で仕事の内容が異なる場合は

そのうちおもな仕事(収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方)を一つだけ記入してください。

▼ 一つの勤務先で二つ以上の仕事に従事している場合は

勤務時間が長い方を一つだけ記入してください。

勤務時間が同じ場合など、勤務時間によって判断することができない場合は、以下の例を参考に記入してください。

- ・技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は、技能的な仕事を記入してください。
  - (例) 靴の修理と販売をしている人…「靴の修理」 薬の調剤と販売をしている人…「薬剤師」
- 経営者で経営管理以外の仕事に直接従事している人は、その直接従事している仕事を記入してください。
- (例) 食堂の経営者で調理もしている人…「食堂の調理人」 病院の院長で内科の診療もしている人…「内科医師」

	仕事の内容								<u>=</u>	3	入	例								
1	事業の経営や管理的な	会	社		社		長	総		務		課	1	₹						
	仕事	エ	場	経	ę	営	者	協		会		理	=	₽						
2	専門的または技術的な	イ	ンテリ	アラ	゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	イナ	ĺ	電	気	化	学	技	術	当	木	機	械 討	计量	技	師
	仕事	あ	ん摩マ	ッサ	ージ	指圧	師	歯		科		医	É	币看	<u>=</u>		護			師
		特	別 支	援;	学 核	2 教	員	川	学		校	教	Į j		<u> </u>	習	塾	孝	纹	師
		弁		護			$\pm$	ケ	ア	abla	ネ	ジ	ヤ・	- 舞	#		踊			家
		プ		ブ	ラ	abla	_	薬			剤		É	币源	ij		量			士
		保		育			$\pm$	プ		野	;	球	選 =	手気	₹		教			家
3	事務的な仕事	経	理	事	ž	務	員	電	子計	算札	幾 オ	パし	/ — <u> </u>	ヲ <i>ノ</i>	゜ソ		ン	操	作	員
		貯	金 窓		事	務	員	電	気 メ	_	タ	- 検	針	<b>員</b> ろ	7 ク	シ	_	配	車	係
4	商品の仕入れ・販売の	小	 売		店		主	<b>□</b> :	ンビニ	エン	ノスフ	ストア	'販売	員 則	<u></u>	売		店		員
	仕事	自	動車の	)セ	<b>–</b> )	レス	員	保	険		外	交	j	<b>員</b> 化	」 粧	品	訪問	引販	売	員
5	調理・接客・サービスの	看	護		助		手	理			容		É	币レ	ンタルショ	у7° Г	5員	(D\	/D等	<del>}</del> )
	仕事	飲	食		店		主	レ	スト	ラ	ン	の調	理的	市。廖	場場	接	客	案	内	係
3	家事サービスなどの	ホ	- Д	^	ル	/۱	ĺ	訪	問		介	護		<b></b>	\	, ,	<del>ر</del> ا	×	1	۲
	仕事	ベ	ビー	シ	ツ	タ	ļ	家	政	ţ	帰	(	夫	)						
7	保安の仕事	自		衛			官	警			察		[	言消	 ≸		防			員
		税	関	監	1	視	官	建	設	現	場	誘	導		Ż.		備			員
3	農畜産物・林産物の育成	し	い た	け	栽	培	者	乳	牛		飼	育	ī i	当	ŧ	鶏	作	<b>*</b>	 業	者
	採取などの作業	育	林	作	1	業	者	Ш	林		監	視		   [ 机	<u> </u>		木			職
		立	木(	カ	伐	採	者	も	40	L	,	製	造 1	当造	<u> </u>		園			師
9	水産物の採取や養殖の	漁		労			長	漁	——— 労		船	船	} -	₹ 5	5	U	網	ì	 魚	師
	作業	真	珠養	殖	作	業	者	天	草	の	) }	采 ]	取。	시 기	くが	Ē 食	Ė 1	词	育	員
10	金属製品の製造・加工	製		鋼			エ	金	属	熱	. 5		理 :	LΞ	流 属	圧	延	作	業	エ
	作業	ア	ルミニ	- ウ	厶 釒	涛物	エ	板	金 設	備	オ	ペレ	/	9 J	, _	- /	フ 氵	容	接	I
11	金属製品以外の製造・	医	薬		 製	剤	I	_ ت	$\Delta$		カD	硫	<u> </u>	L Ę	<del></del>	 真	製	片 片	 反	I
	加工作業	プ	ラスチ				I	合	成	洗	剤	製			引人	• 子	- 供	服化	土立	I
12	機械器具の組み立て作業	-	動車工				_	_			-ケ-	-ブル		_						_
		時	計	調	3	整	エ	光	学 機	械	器	具 組	立		コンタ	フクト	- レ:	ンズ	研磨	T
13	機械の整備・修理作業	自	動	<b>≢</b>	整	備			務月		幾 材			工 舶				 多	理	エ
		時	計	修	Ŧ	理	エ	機	械		分	解	-	L 電		車	修	Ŧ	里	I
14	製品の検査作業	木	材	検	1	 查	I				検	查		$\dashv$	プラス	スチッ	ック	製品	検査	
		溶	接	検	-	查	エ		弦	器		<b>倹</b> 1		上隻		本	検		查	I
15	 機械の検査作業	電	気機板	対 部	品材	<b>美</b>	I	自	動	車	. <b>†</b>	·····································	查 :	匚 舶	· 空	I	場	検	查	員
		定	置機	関	検	查	エ	エ	作	機	械	検	查	匚 鋃	ŧ	道	検	Ē	<b></b> ■	手
16	塗装や写真現像などの	吹	付	塗	2	 装	Т	CA			^°	レ		タル		写				師
	生産に関連しまたは	•^	נו	=	3	200	_		<i>ا</i> ل	J						7		1X		Пh
	類似する技能的な仕事	製		図			エ	写	真		焼	付	1	口格	髮	械	製	[3	<u>V</u>	I
17	電車・自動車・船舶・	貨	—————————————————————————————————————		機	関	長	7	ラ	ッ	ク	運	転	E 7	、 、イ =	<del></del>	• 7	- ^°	1, –	$\Box$
	飛行機などの運転・操縦、	ク	レ -	ン	運	転	I		空	ノ 機				, // 上 電		車	運		Ē.	±
	機械運転の仕事		ードロ	_ =					ス		ガ	1		广方		<b>s</b> 舟	삼 1		関	$\pm$
18	建設・土木作業・電気	大					I	屋	内	電	気	I	事。	人 기	<	 道	配	·····································	 管	工
	工事の作業	左	官		見		習		木		作	業		員 戧			線	作	業	者
19	鉱物の採掘・採取などの	石		出 出	作	 業	者		利		採	取		負切			ス	検	查	員
	作業	支		_ 柱			員		内		運	搬				Ш	発		皮	員
20	運搬・清掃・包装などの	新	閆	配	ì	<del></del>	員		ル	の	) }			員花				乍	業	員
	作業	宅			配	_ 達	員		庫		作	業		`   ·     垂		- · 便	外		务	員
								Ь												

▼ 「仕事からのこの1年間の収入」には

毎月の給料、賃金、残業手当などのほか、 期末手当やボーナスなども含めます。

#### ▼ この1年間に仕事を変えた人は

この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事に ついた人は、今の仕事についたときから現在 までの実績を基にして、1年間の収入額を 見積もって記入してください。前の仕事から の収入及び退職金は含めません。

#### ▼「労働者派遣事業所の派遣社員」の 場合は

派遣先事業所を変わったかどうかにかかわら ず、派遣元事業所から支給されたこの1年間 の賃金・給料などを記入してください。

#### ▼ 仕事を休んでいる場合は

育児休業や介護休業など、現在仕事を休んで いる人は、この1年間に仕事から得た収入が あればそれについて記入してください。 ただし、育児休業手当や介護休業手当などの 給付金は除きます。

#### ふだんの1週間の 就業時間

#### ▼「就業時間」には

- ・本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の 仕事・アルバイトなどをしている場合は、 それら全ての時間を含めます。 ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間 などは含めません。
- ・家事の時間や、無報酬または実費程度の 金額の支払を受けているボランティア 活動などの時間は含めません。
- 残業や早出をした時間もそれが継続的で ふだんの状態であれば含めます。
- ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、 30分未満は切り捨てます。



#### 希望する1週間の 就業時間

#### ▼ 「希望する時間」には

本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・ アルバイトなど、それら全ての時間を含めます。 ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間など は含めません。



#### 生活時間について ・指定された第1日と第2日の行動について それぞれ記入してください 指定された第1日と第2日は 次のいずれかに当てはまりますか 4~7ページの[19 生活時間について(つづき)] の記入に当たっては「生活時間についての記入の ポイント」をごらんください 旅行・ 行事または 行楽 短婚葬祭 いずれにも 当てはまら (休暇・) 子の看護 介護休暇 (休日など) 休暇 など 【第Ⅰ日】 ↓ 【第2日】 $\bigcirc$ (△曜日) 4ページ/

#### 19 生活時間について

● 指定された2日間それぞれの状況として当てはまるもの全てに記入してください。 ただし、「いずれにも当てはまらない」に記入した場合は、他の選択肢に記入しません。

◇ テレワーク ·················· I C T (情報通信技術) を利用し、以下のいずれか の形態で勤務する場合のことをいいます。

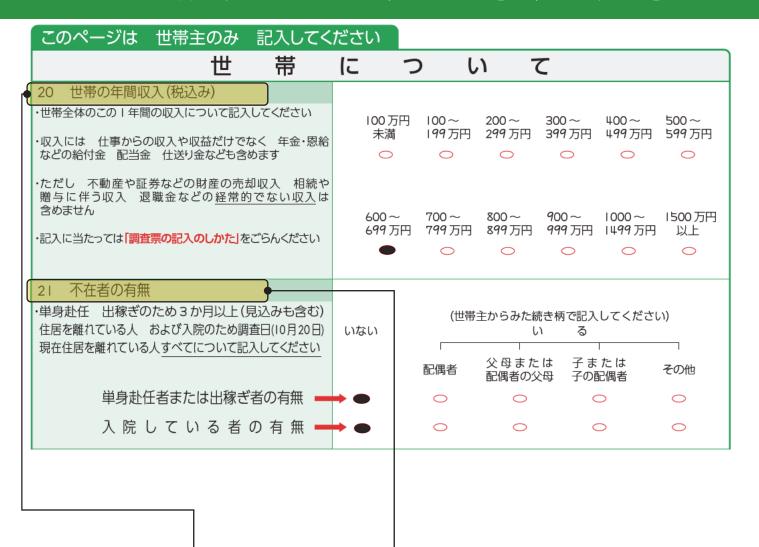
- ・雇用されている人が、本来の勤務地とは別の 場所で働く形態
- 雇用されている人または自ら事業を営んでいる人 が、主として自宅または自宅に準じた自ら選択 した場所で働く形態

なお、サテライトオフィスやモバイルワークに よるテレワークの場合は、「それ以外」に記入 します。

◇ いずれにも当てはまらない …ふだん仕事、学業、家事をしている人が、ふだん どおりの仕事(出勤)、学業、家事をしている日 はここに含めます。







#### 世帯の年間収入(税込み)

#### ▼ 「世帯の年間収入」とは

世帯のおもな働き手の収入だけでなく、全ての 世帯員のこの1年間の収入(税込み)の合計を いいます。

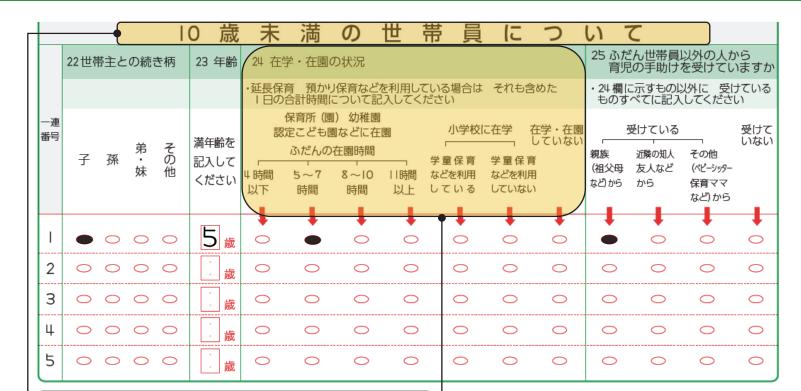
#### ▼ 「収入」には

調査事項の「16 仕事からの1年間の収入 または収益(税込み)」で記入した収入だけ でなく年金や休業手当などの給付金、配当金、 仕送金なども含めます。

#### 不在者の有無

- 単身赴任、出稼ぎ及び入院以外の理由 で住居を離れている人については記入 しません。
- 家族以外の人でも、生計を共にしている 単身の同居人や単身の住み込みの雇人が 当てはまる場合は、「その他」に記入 してください。
- ▼ 「入院している者」には

病院のほか療養所などに入院・入所している人 も含めます。



#### $(\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc)$ $\times\times\times-\triangle\triangle\triangle$

|わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきます

#### 10歳未満の世帯員について

▼ 10歳未満の世帯員が6人以上いる場合は

6人目以降の記入用にお配りした調査票に、 10歳未満の世帯員に関する項目のみ記入して ください。

#### 在学・在園の状況

▼ 「保育所(園) 幼稚園 認定こども園など」は 認可の有無を問いません。

#### ▼「在園時間」とは

- ・延長保育、預かり保育などを利用している場合は、それを含めた1日の合計時間を記入します。
- 通園時間は、在園時間には含みません。
- ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。